

問番号	問内容
<b>対象となる臨時休業等</b>	
Q03-01	<p>臨時休業の要請対象とはなっていない保育所等が、自主的に休業した場合、そこに通う子の保護者も対象になりますか。</p> <p>直接の要請対象となっていない保育所等が休業した場合も対象になります。</p>
Q03-02	<p>小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。</p> <p>対象になります。</p>
Q03-03	<p>自治体や保育所等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、休暇を取得した場合は対象になりますか。</p> <p>対象になります。</p>
Q03-04	<p>小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされているということもないが感染予防のため自主的に登校等を自粛した場合は対象になりますか。</p> <p>原則として対象になりません。ただし、学校長が、新型コロナウイルスに関連してやむを得ず出席しなくてもよいと認めた場合（医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども等）は対象となります。</p>
Q03-05	<p>自治体から学校に対して休業の要請が出ているが、学校からは通常通り授業を行うとのこと。子どもを休ませたいので、休暇を取得した場合は対象となりますか。</p> <p>原則として対象になりません。ただし、学校長が、新型コロナウイルスに関連してやむを得ず出席しなくてもよいと認めた場合（医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども等）は対象となります。</p>
Q03-06	<p>普段放課後児童クラブを利用しているところ、小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。</p> <p>対象になります。</p>
Q03-07	<p>夏休み期間中や冬休み期間中は放課後児童クラブに子どもを預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、夏休みや冬休み期間中でも対象になりますか。</p> <p>放課後児童クラブが本来利用可能であった日は対象になります。</p>
Q03-08	<p>小学校等が休業しているが、放課後児童クラブはあいている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて休暇を取得した場合でも対象になりますか。</p> <p>対象になります。</p>
Q03-09	<p>新型コロナウイルス感染症に対応し、学校休業中の半日授業（短時間授業）（※）のため休暇をした場合、対象となりますか。また、申請書への記入方法は。</p> <p>登校日であっても、左記の様な場合は対象になります。その場合は、半日授業等の事実がわかる学校からのお知らせを添付してください（お知らせが無い場合は、様式第2号（有給休暇取得確認書）に休業期間として記入ください）。 （※学校が再開されても、新型コロナウイルス感染症に対応するため半日授業等を実施している間は、学校休業中となります。）</p>
Q03-10	<p>学校休業中に分散登校が実施されている中、登校・下校時刻など、通常の登校日と同じように登校し授業を受けている日に休暇を取得した場合、対象となりますか。</p> <p>登校・下校時刻などが通常の登校日と同様である日については、対象になりません。ただし、分散登校で半日授業等を行っている場合は対象になります。</p>

問番号	問内容
Q03-11	<p>帰省等で越県をしてきた小学生に対して、学校長から2週間の自宅待機指示があったため、休暇を取得した場合は対象となりますか。</p>
	<p>対象になります。(支給要領0204ハ「特定の子どもについて、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めること」に該当。)</p>
Q03-12	<p>新型コロナウイルス感染症に対応し、在宅オンライン授業が行われている場合、対象となりますか。</p>
	<p>対象になります。その場合は、在宅オンライン授業の事実がわかる学校からのお知らせを添付してください。</p>
Q03-13	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、夏休み期間が延長した場合は、新たに夏休みとなった期間について対象になりますか。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みとなった期間については、対象になります。</p>
★ Q03-14	<p>子どものワクチン接種の付き添いや当該接種後の発熱等の症状による子どもの看護のために仕事を休んだ場合は対象となりますか。</p>
	<p>学校長が新型コロナウイルス感染症に関連して出席しなくてもよいと認めた場合については対象になります(学校以外の場合については、特定の子どもが新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種を受けるため又は当該接種後の発熱等の症状のため欠席等している場合は、施設等の長の承認の有無を問いません。)</p>
Q03-15	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等全体の休業ではなく、学年閉鎖や学級閉鎖となった場合は対象になりますか。</p>
	<p>対象になります。</p>